

【 公共事業継続箇所評価 点数確認一覧表 】

(様式7-1)

建設交通部

事業コード	H23-建-継-8		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	地方街路交付金事業				
事業種別	バイパス	必要性	26	29	3
		緊急性	10	11	1
路線名	川尻広面線(寺町工区)	有効性	13	13	0
		効率性	20	13	-7
箇所名	秋田市旭北寺町	熟度	12	14	2
		合計	81	80	-1

事業コード	H23-建-継-9		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	地方街路交付金事業				
事業種別	現道拡幅	必要性	26	26	0
		緊急性	12	12	0
路線名	新屋土崎線(山王工区)	有効性	15	15	0
		効率性	20	20	0
箇所名	秋田市山王	熟度	12	14	2
		合計	85	87	2

事業コード	H23-建-継-10		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	流域下水道事業(臨海処理区)				
事業種別	流域下水道事業	必要性	15	13	-2
		緊急性	25	20	-5
路線名	臨海処理区	有効性	15	20	5
		効率性	20	20	0
箇所名	秋田市外7市町村(8市町村)	熟度	20	20	0
		合計	95	93	-2

事業コード	H23-建-継-11		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	流域下水道事業(大曲処理区)				
事業種別	流域下水道事業	必要性	15	13	-2
		緊急性	25	20	-5
路線名	大曲処理区	有効性	15	20	5
		効率性	20	20	0
箇所名	大仙市、仙北市、美郷町	熟度	20	20	0
		合計	95	93	-2

事業コード	H23-建-継-12		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	流域下水道事業(横手処理区)				
事業種別	流域下水道事業	必要性	15	13	-2
		緊急性	25	20	-5
路線名	横手処理区	有効性	15	20	5
		効率性	20	20	0
箇所名	横手市	熟度	20	20	0
		合計	95	93	-2

事業コード	H23-建-継-13		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	流域下水道事業(大館処理区)				
事業種別	流域下水道事業	必要性	15	13	-2
		緊急性	25	20	-5
路線名	大館処理区	有効性	8	18	10
		効率性	20	20	0
箇所名	大館市	熟度	20	20	0
		合計	88	91	3

事業コード	H23-建-継-14		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	流域下水道事業(鹿角処理区)				
事業種別	流域下水道事業	必要性	15	13	-2
		緊急性	25	20	-5
路線名	鹿角処理区	有効性	8	18	10
		効率性	20	20	0
箇所名	鹿角市、小坂町	熟度	20	20	0
		合計	88	91	3

事業コード	H23-建-継-15		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	国道道路改築事業				
事業種別	道路改築(バイパス)	必要性	12	12	0
		緊急性	5	5	0
路線名	国道103号	有効性	30	30	0
		効率性	20	20	0
箇所名	大館市 葛原	熟度	15	18	3
		合計	82	85	3

事業コード	H23-建-継-16		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	国道道路改築事業				
事業種別	道路改築(現道拡幅)	必要性	10	10	0
		緊急性	15	15	0
路線名	国道107号	有効性	28	28	0
		効率性	18	18	0
箇所名	由利本荘市 鶴舞~松街道	熟度	13	13	0
		合計	84	84	0

事業コード	H23-建-継-17		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	地方道路交付金事業(改築)				
事業種別	道路改築(橋梁架替)	必要性	10	10	0
		緊急性	12	12	0
路線名	(主)大曲大森羽後線	有効性	30	30	0
		効率性	20	20	0
箇所名	大仙市 大曲橋	熟度	15	18	3
		合計	87	90	3

事業コード	H23-建-継-18		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	30	30	0
		緊急性	8	10	2
路線名	一級河川 旭川	有効性	20	15	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	秋田市旭南	熟度	13	16	3
		合計	86	86	0

事業コード	H23-建-継-19		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	30	30	0
		緊急性	13	13	0
路線名	一級河川 草生津川	有効性	20	15	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	秋田市外旭川	熟度	15	18	3
		合計	93	91	-2

事業コード	H23-建-継-20		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	30	30	0
		緊急性	10	13	3
路線名	一級河川 太平川	有効性	20	15	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	秋田市櫛山	熟度	15	14	-1
		合計	90	87	-3

事業コード	H23-建-継-21		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	28	28	0
		緊急性	13	13	0
路線名	一級河川 横手川	有効性	20	15	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	横手市本郷	熟度	13	14	1
		合計	89	85	-4

事業コード	H23-建-継-22		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	30	30	0
		緊急性	10	10	0
路線名	一級河川 玉川	有効性	18	15	-3
		効率性	11	11	0
箇所名	仙北市角館	熟度	13	16	3
		合計	82	82	0

事業コード	H23-建-継-23		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	28	28	0
		緊急性	10	10	0
路線名	一級河川 桧木内川	有効性	17	12	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	仙北市西木町	熟度	15	20	5
		合計	85	85	0

事業コード	H23-建-継-24		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	広域基幹河川改修事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	30	30	0
		緊急性	8	8	0
路線名	一級河川 芋川	有効性	20	15	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	由利本荘市大内	熟度	15	20	5
		合計	88	88	0

事業コード	H23-建-継-25		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	総合流域防災事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	28	28	0
		緊急性	15	15	0
路線名	一級河川 引欠川	有効性	18	13	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	大館市比内町	熟度	13	16	3
		合計	89	87	-2

事業コード	H23-建-継-26		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	総合流域防災事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	30	30	0
		緊急性	15	15	0
路線名	一級河川 土買川	有効性	12	7	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	大仙市土川	熟度	13	20	7
		合計	85	87	2

事業コード	H23-建-継-27		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	総合流域防災事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	27	27	0
		緊急性	15	15	0
路線名	一級河川 竹生川	有効性	17	12	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	能代市比八田	熟度	15	20	5
		合計	89	89	0

事業コード	H23-建-継-28		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	総合流域防災事業				
事業種別	河川改修事業	必要性	28	28	0
		緊急性	10	10	0
路線名	二級河川 大沢川	有効性	20	15	-5
		効率性	15	15	0
箇所名	にかほ市平沢	熟度	13	14	1
		合計	86	82	-4

事業コード	H23-建-継-29		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	総合流域防災事業				
事業種別	砂防事業	必要性	20	20	0
		緊急性	10	10	0
路線名	西根沢	有効性	10	10	0
		効率性	30	30	0
箇所名	大仙市上成沢	熟度	25	25	0
		合計	95	95	0

事業コード	H23-建-継-30		前回評価 (20年)	今回評価 (23年)	増減
事業名	海岸侵食対策事業				
事業種別	海岸事業	必要性	23	23	0
		緊急性	15	15	0
路線名	浅内海岸	有効性	15	10	-5
		効率性	13	13	0
箇所名	能代市浅内	熟度	13	20	7
		合計	79	81	2

※点数増減5点以上のものは評価調書を作成し委員会で審議する。
 ※本比較表の根拠資料として、前回評価基準と今回評価基準を添付するものとする。